

総務文教常任委員会

令和6年2月7日（水）

午前10時20分

全員協議会室

1 開議

[事務局日程説明]

2 議案審査

政策企画部

- (1) 第2号議案 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 第3号議案 亀岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
<説明～質疑>
- (3) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計 補正予算（第7号）
<説明～質疑>

3 討論～採決

(休憩)

4 委員長報告確認

5 その他

令和6年度部所管事務の変更等について (第2号議案、第3号議案関係)

1 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例案の概要

【業務の移管元】

(市長公室)

「定住促進対策に関すること。」

【業務の移管先】

(政策企画部)

「定住促進対策（空家対策を除く。）に関すること。」を所管する。

(まちづくり推進部)

「空家対策及び活用に関すること。」を所管する。

(生涯学習部)

「地球環境子ども村に関すること。」

(環境先進都市推進部)

地球環境子ども村に関する業務を現行の「環境政策の総合調整及び推進に関すること。」に包含して所管する。

(教育部)

「文化財の保護に関すること。」及び文化資料館の管理運営

(生涯学習部)

「文化財の保護に関すること。」及び文化資料館の管理運営を所管する。

【職員定数（附則規定）】

総数は変更なし

(単位：人)

	現行	改正案	増減	備考
市長事務部局	525	565	40	
議会事務部局	8	8	0	・亀岡市議会事務局設置条例の定めるところによる。
教育委員会事務部局及び教育機関	95	65	△30	
その他行政委員会等	8	8	0	・監査委員事務部局は、亀岡市監査委員条例の定めるところによる。 ・兼務除く
上下水道事業事務部局	75	65	△10	
病院事業事務部局	138	138	0	
合計	849	849	0	

2 亀岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案の概要

文化財の保護に関する業務及び文化資料館を教育委員会の職務権限から市長部局に移管するため、必要な条例を制定する。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。



5教歴第1372号
令和6年2月7日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

亀岡市教育委員会
教育長 神先 宏彰



亀岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する
条例の制定に伴う意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、令和6年1月31日付け5議第1231号により意見聴取された上記の条例制定について同意します。

なお、別紙のとおり市長からの意見聴取に対する回答に意見を付したので申し添えます。

《別紙》

亀岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る 教育委員会委員意見

○同意の理由に関する意見

- ・文化財の保護や調査研究は重要であるが、文化財は人類のために使われ、社会の中で生かされてこそその思いがある。まちづくりや観光、その他行政分野と一体的施策として取り組み、より多くの人々の目に触れることで文化が醸成されていくと考えるので、市長部局への移管は有効であると考えます。
- ・文化財の保存、維持や継承は100年、200年先を見据えて取り組むべきである。文化芸術分野やまちづくり分野を含めて総合的に検討するためには、教育としての関わりは必要であるが、より多様性を持った組織体制で進めていくべきである。
- ・文化施設や博物館施設をどのように活用し、充実させていくかということは、どの自治体でも観光やまちづくり分野と切り離しがたく、文化だけが切り離されて現然としてあるものではない。それらの機能を十分に果たしていくためには、市長部局への移管は時宜に適っている。
- ・資料館の役割や機能が多様化するほど、教育という枠組みだけで考えていくことには限界がある。市全体という枠組みで考えていくことは合理的であり良い方向性である。

○今後の検討課題等に関する意見

- ・文化施設や博物館施設が学校教育との連携や社会教育において果たす教育機関としての役割も大きく、その役割を担保していくためには、教育委員会や社会教育委員会と連携を、移管後においても安定して維持していくことができる仕組みづくりが重要と考える。
- ・教育委員会の所管施設として資料館が蓄積してきた経験や知恵は貴重なものであり、それらを確実に引き継いで行ける仕組みを作る必要がある。
- ・新資料館に関しては、展示等の表向きな部分だけでなく、それを支える収蔵庫等のバックヤードにあたる部分も大切であり、それらの表向きには見えにくい部分が、移管によってないがしろにされるようなことがあってはならない。

「ももクロ春の一大事2024in 亀岡市」開催について

「ももクロ春の一大事」とは、アイドルグループ「ももいろクローバーZ」(以下、「ももクロ」)が、2017年から地方自治体と協働して“まちおこし”を目指すライブ活動であり、『笑顔のチカラ、つなげるオモイ』をテーマに、シティプロモーション、観光振興をはじめとする交流人口、関係人口の創出や、シビックプライドの醸成などに取り組まれます。

ももクロのメンバーはライブパフォーマンスを行うだけではなく、事前・事後を含めた期間中、開催地への訪問による広報プロモーション活動等を行い、市内各種スポットの紹介や体験活動、地域との交流等を行うことも特徴として挙げられます。

ももクロの自治体との協働による取り組みが評価され、2020年には、地域振興、観光振興に貢献した団体として「第12回観光庁長官表彰」で特別感謝状を授与されています。

事業概要

日時:令和6年4月13日(土)・4月14日(日)

場所:亀岡運動公園競技場(及び公園内周辺施設一帯)

来場者数:各日約1万5千人(想定)

自治体側の役割及び予算措置等

- ・自治体側の役割:地元、警察等各種協議、事務手続き、各方面との協議調整、
広報プロモーション活動への協力等
- ・自治体側の負担:イベント特設駐車場の確保、会場の提供、周辺警備費用、仮設トイレ設置等
- ・開催地自治体として実行委員会を設立し、各メディア、SNS を通じた亀岡市の魅力発信を行う。
- ・当該事業のため組織される実行委員会が実施するイベント会場周辺警備、仮設トイレ設置、タイアップ企画の検討実施及び実行委員会開催にかかる経費に対し、亀岡市から負担金を支出するため、ライブイベント開催事業経費として16,000千円の債務負担行為を設定します。
- ・(参考)歳入歳出予算は令和6年度当初予算に計上予定。財源はふるさと力向上基金を充当予定。

ライブイベント開催の効果等

昨年開催(ももクロ春の一大事 2023 in 福山市)時の経済効果等

2023年4月22日(土)、23日(日)に広島県福山市で開催された同ライブには、約3万人が来場されました。

来場者を対象に行った WEB アンケート等により、福山市内での宿泊や飲食、土産物の購入等による直接効果は約5億円、それに伴う原材料取引などの間接効果を含めると約7億円の経済波及効果があったと推計されています。

亀岡市での開催(ももクロ春の一大事 2024 in 亀岡市)で期待される経済効果等

- ・ライブ開催の事前、事後を含めた期間中、ももクロメンバーが亀岡市を訪問し、市内各種スポットの紹介等を行うことにより、観光PR効果を期待することができます。
- ・ももクロメンバーが訪れたまち、ライブが開催されたまちとして、シビックプライドの醸成に期待することができます。
- ・亀岡市での開催に当たって、主催者側で必要な作業や物品等に係る委託発注先については、市内事業者を優先的に選んでいただくことによって、主催者必要経費による直接的な経済効果が期待することができます。
- ・開催地域の経済活性化や地域振興を目的に、イベントロゴマークやメンバーの肖像等を用いたコラボ商品企画を募集し、販売することにより、直接的な販売利益の他、地域や企業の知名度向上にも期待することができます。
- ・ライブチケットの一般発売に先行した地元チケット枠及び、市民を対象としたお試し観覧チケットの確保等、市民の皆さんがイベントに参加し、ライブを鑑賞する機会を得ることができるよう、主催者との協議調整を進めていきます。

その他

- ・地元自治会を中心に、イベント開催に係る騒音や交通渋滞について広報誌等を通じて周知していきます。
- ・道の駅ガレリアかめおかにおいて車中泊をされる方の増加が予想されることから、施設管理者及び関係機関との情報共有に努めます。

総務文教常任委員長報告

(R6. 2. 7)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、令和5年度亀岡市一般会計 補正予算（第7号）であります。その内容といたしましては、本市の「まちおこし」に貢献する事業として、人気アイドルグループ「ももいろクローバーZ」のライブイベントの開催が4月13、14日の両日に決定したことに伴い、当該事業のため組織される実行委員会が実施する、イベント会場周辺警備、仮設トイレ設置、タイアップ企画の検討実施及び実行委員会開催に係る経費への支援について、計画的に事務執行を進めるため、債務負担行為を設定されるものであります。

採決に先立ち、過去の他市の事例等の調査が不十分であり、開催にあたって不安要素が多く、それらへの対応が不透明であることから、反対するとの討論がありました。

採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、指摘要望事項として、周辺地域への影響、交通問題、宿泊者への対応など安全の確保について他市事例を早急に調査し、想定されるあらゆる課題について対応策を検討すること、市民の優待をはじめ市民福祉の増進につながる事業にすること、適宜議会に報告すること、を指摘要望するものです。

次に、第2号議案、亀岡市部設置条例の一部改正については、第5次亀岡市総合計画を着実に推進する体制を構築するため、市長公室、政策企画部、生涯学習部及びまちづくり推進部の分掌事務ぶんしょうの一部について、再編整備されるものであります。

また、第3号議案、亀岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定については、第2号議案における、教育に関する事務の一部を市長部局へ移管するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、職務権限の特例について所要の規定を定めるものであります。

審査にあたっては、同法に基づき、教育委員会の意見を聴く中で、慎重に審査を行いました。教育委員会から出されている、今後の検討課題等に関する意見に基づき、移管後の連携強化を図られたいとの意見がありました。

第2号議案及び第3号議案ともに、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。